

宇多津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 18,530	千円 7,167,825	千円 501,636	千円 964,124	% 13.5	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

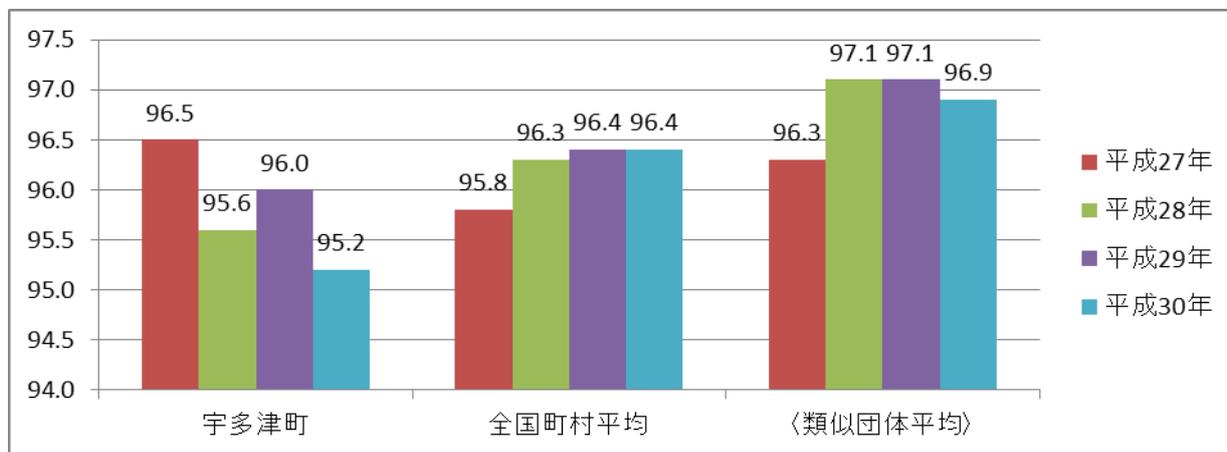
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 111	千円 399,427	千円 59,104	千円 153,966	千円 612,497	千円 5,518	千円 5,754

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国と同様に実施。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇多津町	44.3歳	320,809円	374,390円	353,182円
香川県	43.9歳	328,971円	415,101円	361,588円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.6歳	307,244円	357,271円	336,948円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
宇多津町	45.3歳	17人	307,024円	327,171円	312,406円	—	—	—
うち用務員	46.8歳	3人	354,433円	373,733円	364,433円	用務員	55.6歳	207,200円
うち清掃職員	44.6歳	12人	290,325円	313,783円	295,450円	廃棄物処理業	45.8歳	293,000円
香川県	53.1歳	23人	317,339円	356,731円	335,952円	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—
類似団体	49.4歳	9人	286,023円	308,066円	298,134円	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（H30年4月1日現在）

区 分		宇多津町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,800円	185,800円	179,200円
	高 校 卒	151,500円	151,500円	147,100円
技能労務職	高 校 卒	151,500円	140,400円	—
	中 学 卒	—円	132,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（H30年4月1日現在）

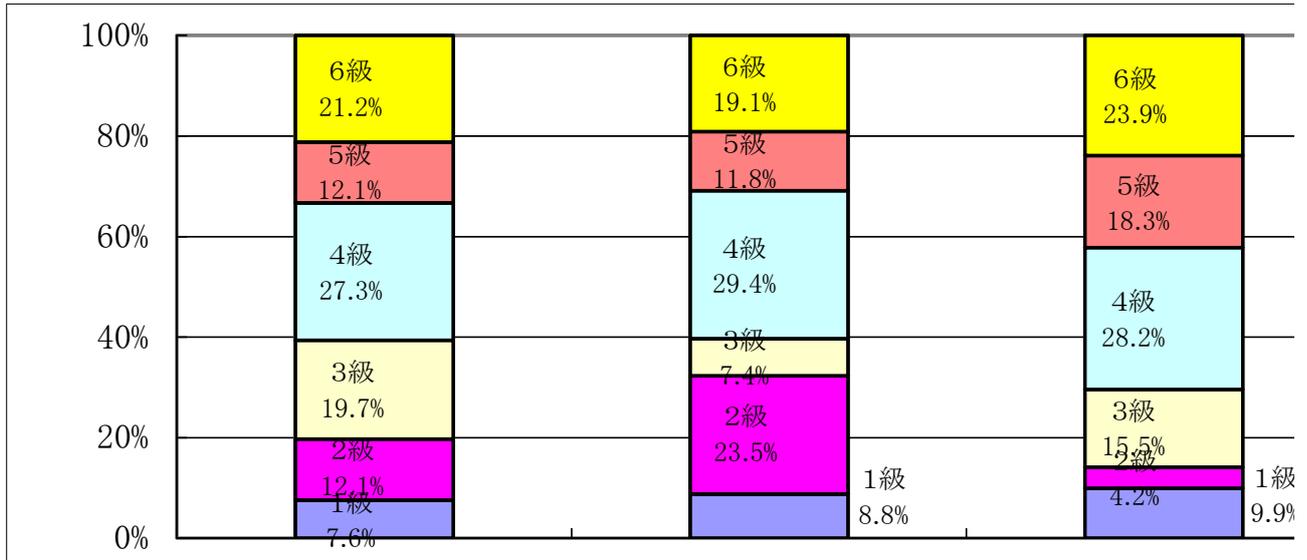
区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大 学 卒	257,025円	316,714円	361,612円	372,283円
	高 校 卒	—円	—円	—円	—円
技能労務職	高 校 卒	227,000円	220,600円	325,300円	354,167円
	中 学 卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

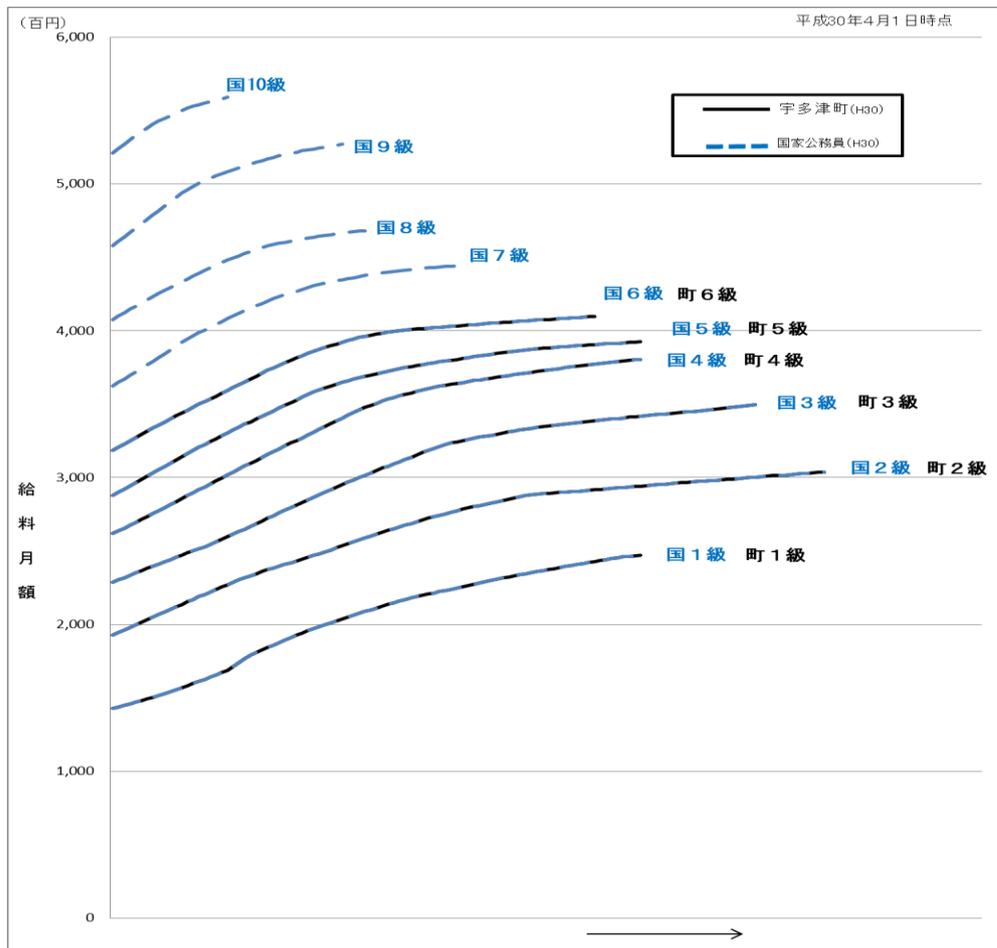
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（H30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・保育士・教諭又はこの職と同等の職務	人 5	% 7.6	円 142,600	円 247,100
2 級	主任主事又はこの職と同等の職務 相当高度な知識又は経験を必要とする保育士又は教諭	人 8	% 12.1	円 192,700	円 303,800
3 級	主査又はこの職と同等の職務 高度な知識又は経験を必要とする保育士又は教諭	人 13	% 19.7	円 228,900	円 349,600
4 級	主任・主任保育士・主任教諭・係長又はこの職と同等の職務 困難な業務を処理する保育士又は教諭	人 18	% 27.3	円 262,100	円 380,600
5 級	副所長・副園長・所長・園長・副主幹・課長補佐 又はこの職と同等の職務	人 8	% 12.1	円 288,100	円 392,600
6 級	主幹・課長又はこの職と同等の職務	人 14	% 21.2	円 318,500	円 409,800

- (注) 1 宇多津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（H30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（宇多津町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇 多 津 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,450 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,733 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（宇多津町）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（H30年4月1日現在）

宇 多 津 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
(割増率 2~20%)			(割増率 2~45%)		

(3) 地域手当（H30年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当（H30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			283千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			21,731円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			11.7%
手当の種類（手当数）			6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	500円以内/件 (1件増すごとに200円)
用地交渉等業務手当	一般行政職	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地で交渉に従事	1,000円/日 (深夜1,300円)
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	500円以内/件 (死亡1,000円以内/件)
自動車等整備手当	技能職	公用車の運転及び整備業務に従事	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	技能職	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収集作業に従事	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	一般行政職	職員がその職務を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事	給料月額額の3/100以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	18,344千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	213千円
支給実績（28年度決算）	11,456千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	143千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (H30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等6,500円、子10,000円、特定期間加算5,000円	同じ		10,409 千円	231,311 円
住居手当	12,000円を超え23,000円以下(家賃-12,000円)、23,000円を超え55,000円未満(家賃-23,000円×1/2+11,000円)、家賃55,000円以上(27,000円)	同じ		5,341 千円	267,064 円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩による通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【自動車等の使用者】 2,700円～30,700円	異なる	国:2,000円～31,600円	4,219 千円	69,163 円
管理職手当	本庁の課長60,300円、本庁の課長補佐39,300円	異なる	左記のとおり	14,902 千円	620,899 円

5 特別職の報酬等の状況 (H30年4月1日現在)

区分		給料 月 額 等		
料 給	町 長	769,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長		850,000 円 / 266,000 円	700,000 円 / 468,000 円
報 酬	議 長	365,000 円	420,000 円 /	230,000 円
	副 議 長	336,000 円	360,000 円 /	180,000 円
	議 員	320,000 円	345,000 円 /	157,000 円
期 末 手 当	町 長	(29年度支給割合)		
	副 町 長	3.3 月分		
退 職 手 当	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長	3.3 月分		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×17.52	13,472,880 円	任期ごと
	備 考	給料月額×10.56	6,293,760 円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

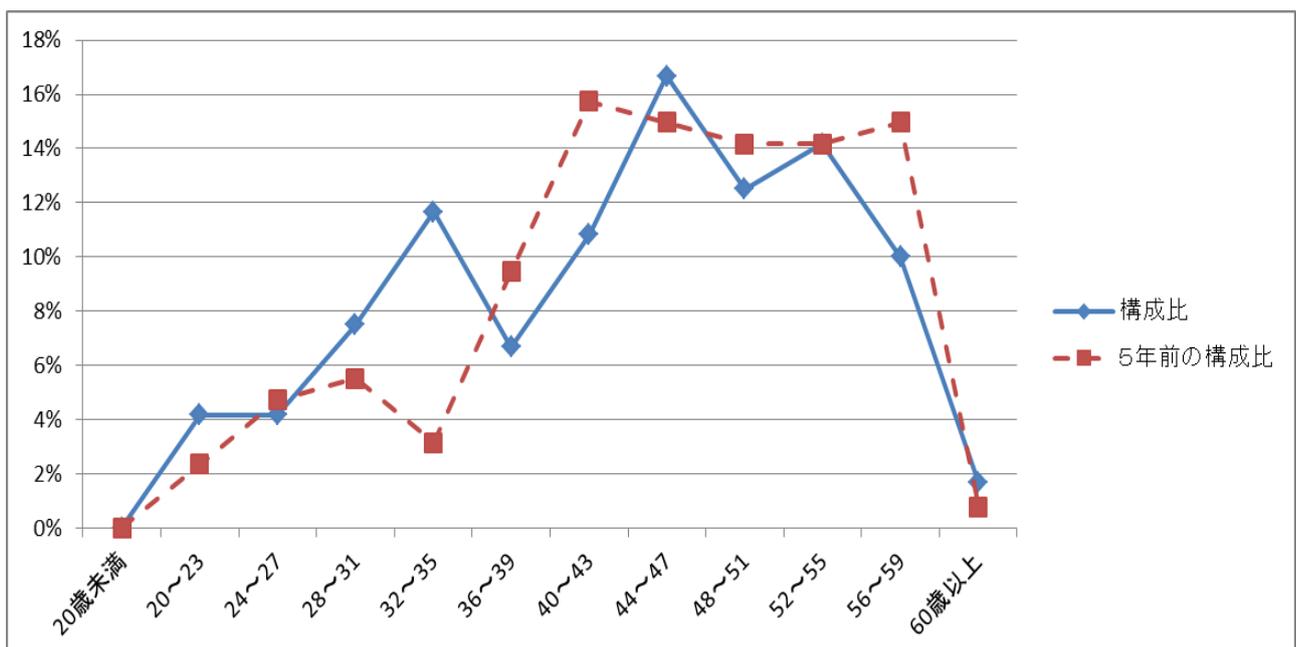
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務・企画	1	1		事務の統廃合
		税務	25	21	△4	
		労働	7	7		
		農林水産	1	2	1	
		農工商	2	3	1	
計部門	計	土木	6	6		退職不補充
		民生衛生	7	7		
		計	24	24		
			21	18	△3	
			94	89	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.03人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.21人)
		教育部門	17	18	1	事務移管のため
		消防部門				
		小計	111	107	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.62人)
公営企業等部門	上水道 下水道 その他	上水道	4	5	1	県広域水道企業団設立 事務の統廃合
		下水道	4	3	△1	
		その他	4	5	1	
		小計	12	13	1	
		合計	123	120	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.76人
			[136]	[136]	[136]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (H30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	5	5	9	14	8	13	20	15	17	12	2	120

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	99	95	88	94	94	89	△10(10.1%)
教育	17	17	16	17	17	18	1(5.9%)
普通会計計	116	112	104	111	111	107	△9(7.8%)
公営企業等会計計	12	12	12	11	12	13	1(8.3%)
総合計	128	124	116	122	123	120	△8(6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。